

「季刊誌『横濱』協働編集事業」協働候補者特定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市民局入札参加資格審査・指名業者選定委員会要綱（以下「要綱」という。）第9条第3項の規定に基づき、「季刊誌『横濱』協働編集事業」について、プロポーザル方式により協働候補者を特定する場合の手続き等について必要な事項を定める。

(プロポーザル評価委員会の設置)

第2条 プロポーザルの評価にあたっては、「季刊誌『横濱』協働編集事業」に係るプロポーザル評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置し、プロポーザルの評価のうち次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
- (2) ヒアリング及びその評価
- (3) その他必要と認めるもの

2 評価委員会には、次のとおり委員長、副委員長及び委員を置く。

委員長 市民局総務課長

副委員長 文化観光局横浜魅力づくり室企画課 横浜プロモーション担当課長

委員 港北区区政推進課長、交通局プロジェクト推進課長、市民局広報課長、市民局広報課メディア担当課長

3 委員長に事故等があり欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。

4 評価委員会は、委員の5分の4の出席をもって成立する。

5 委員長は、評価結果を市民局第二入札参加資格審査・指名業者選定委員会に報告するものとする。

(業者選定委員会の審査事項)

第3条 要綱第9条第1項第4号に定められた審議事項は次のとおりとする。

(1) プロポーザルの実施に関する審査

ア 評価委員会の設置及び評価委員の選定

イ 実施要領の作成

ウ 評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト、評価基準、ヒアリングの有無その他採点が同点の場合の取扱等受託候補者の特定に必要な事項の設定

エ 公募型プロポーザル方式による場合における提案資格の決定

オ 受託候補者の特定に関する事項

カ その他必要と認める事項

(2) 選定に関する審査

ア 評価委員の採点が適正に行われたこと

イ 評価委員の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと

ウ 評価結果に関し、必要事項以外に公表する事項の選定

エ 特定、非特定結果通知書に記載する理由

オ その他必要な事項

(提出要請書)

第4条 プロポーザルの提出要請書には、原則として次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案書の内容)

第5条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは別に定める。

- (1) 業務実績
- (2) 編集方針
- (3) 当該業務に関する具体的な提案
- (4) その他当該業務に必要な事項

(評価)

第6条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 業務実績等
 - (2) 編集方針の妥当性・実現性等
 - (3) 提案内容の妥当性・実現性等
 - (4) その他、当該業務に対する意欲等
- 2 プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。
 - 3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。
 - 4 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(提案資格確認の通知)

第7条 横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱第11条により提案資格が認められなかった旨の通知を受けた提案者は、書面によりその理由についての説明を求めることができる。なお、書面は本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに参加意向申出書提出先まで提出しなければならない。

- 2 前項により説明を求められたときは、本市が書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

(評価結果の通知)

第8条 横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱第17条により特定されなかった旨の通知を受けた提案者は、書面によりその理由についての説明を求めることができる。なお、書面は本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに提案書提出先まで提出しなければならない。

- 2 前項により説明を求められたときは、本市が書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

附則

この要領は、令和元年12月4日から施行する。